

平成 2 0 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 1 年 2 月

京 都 市

平成 21 年 2 月
京 都 市

平成 20 年度公共事業評価について，京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

公共事業はその目的や効果などが非常に多岐にわたることから費用便益比を始め，事業ごとに評価指標が異なる。

様々な指標を統一的に示すことは困難な面もあるが，公共事業の透明性の向上を図るには，多くの人に評価結果を分かりやすく示す必要がある。

また，まちづくりはソフト事業とハード事業，市民と行政によるパートナーシップなど様々な取組が密接に関係しており，それぞれの相乗効果により事業の目的が達成されるものであることから，公共事業の評価に当たっては，個別の事業だけではなく，関連する事業や取組などを含め，総合的な視点で評価する必要がある。

今後は費用便益計算書を始めとする様式の改善を図るとともに，関連事業を含めた事業全体の位置付けや必要性などを具体的に評価調書に示すことにより，より分かりやすい評価システムに改善するとともに，事業の推進に当たっては関連事業と整合を図りながら取組を進めていく。

また，本市では環境省所管の国庫補助事業として廃棄物処理施設を整備していることから，環境省の再評価実施要領に基づき，事業採択後５年を経過して実施中の事業を対象として再評価を実施している。

しかしながら，廃棄物処理施設の整備に当たっては，環境影響評価を始め，調査や手続きに日時を要することから，特に問題等のない事業であっても，５年以内に事業を完了させることが困難な場合もある。

評価委員会から提言された「廃棄物処理施設の評価対象期間についても，他の公共事業の評価対象期間に併せ，事業採択後１０年を経過して実施中の事業を対象にするべきである。」という意見については，環境省に報告したい。

２ 個別事業について

再評価の対象となった２０事業のうち１９事業の対応方針は別紙１のとおり「事業継続」とし，引き続き事業の推進に努める。

また，「事業休止」とした１事業については，今後予定している他事業の計画と併せ総合的な視点で検討を重ねる。

なお，個別の事業については，次のとおり適切に対処していく。

（１）街路事業 竹田街道

本事業は，広域幹線道路ネットワークを形成する京都高速道路へのアクセス強化と竹田街道十条交差点の交通混雑の解消を図るため，河原町十条交差点と竹田街道久世橋交差点を結ぶ都市計画道路を整備するものである。

今後も引き続き，関連事業である京都高速道路「久世橋線」斜久世橋区間と連携を図りつつ，事業の進ちょくを図る。

また，事業完了後は事後評価により十分に検証を行い，各種事業計画の策定などに反映させていく。

（２）街路事業 京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は，踏切の遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において，淀駅を含めた鉄道を高架化し踏切を３箇所除却することにより，交通渋滞の緩和と安全性の確保を図るとともに，周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

今後も引き続き，立体交差化事業の早期完成にむけて，事業の進ちょくを図る。

（３）街路事業 深草大津線

本事業は，京都市南部の伏見区深草地域と東部の山科区勧修寺地域を結ぶ深草大津線について，ＪＲ奈良線の複線化事業に併せ，その前後の区間を拡幅することにより，交通車両の円滑化を図るとともに歩行者通行の安全確保，地域住民の生活環境の向上に資するものである。

平成１４年度までの取組により，事業区間の大部分は既に供用開始されているが，一部の区間について，買収予定地のうち，事業用地の反対側を流れる河川の境界確定が難航しているため用地が確保できず，完成形としての道路整備が進まない状況にある。

しかしながら，未整備区間についても，片側３．０ｍの車道幅員が確保されており，また，連続した歩道空間も確保されるなど，一定の安全性が担保された状況で一般交通の用に供している。

これまでの整備により，ほぼ事業効果が発現されていることから，街路事業としての整備を休止したうえで，社会資本の整備方針との整合を図りつつ，事業の進め方を検討していくこととする。

（４）河川事業 白川

本事業は，河道の拡幅や地下分水路の整備により，流下能力の向上を図るものである。

今出川分水路の暫定放流により，一定の治水安全度の向上を図ることができたが，白川が氾濫すると広範囲に浸水被害をもたらすことから，事業の早期完了に向け，継続して事業推進に取り組んでいく。

なお，残事業区間の整備に当たっては，事業効果等について検討を行い，より優先度の高い箇所から，重点的に整備を行う。

（５）河川事業 西羽束師川支川改修工事

本事業箇所は，河川流域全体の排水能力が低いうえに，近年の急激な都市化により雨水流出量が増加し，浸水被害が発生していることから，治水効果の早期発現を目指し改修を行っているが，他事業の影響等により事業の進ちょくが遅れている。

しかし，関連事業である西羽束師川本川の改修が完了したことにより，今後は事業が進ちょくする見込みである。

なお，事業の推進に当たっては，事業効果の早期発現に向け，より効率的な河川改修を実施する。

(6) 土地区画整理事業 二条駅地区

本事業は，ＪＲ山陰本線の連続立体交差化事業により廃止された，二条駅の広大な貨物ヤード跡地を活用し，都市施設の整備及び宅地利用の増進を図るとともに，地域の活性化や公共の福祉の増進に資するものである。

これまでの取組により事業の進ちょく率は９８．９％に達し，最終段階となっている。今後も引き続き，事業の早期完了に向けて，更なる事業進ちょくを図る。

(7) 土地区画整理事業 伏見西部第三地区

本事業は，京都国際文化観光都市建設計画の一環として，広路４（油小路通）などの都市計画道路や公園などの公共施設の整備と宅地の利用増進を行い，健全な市街地の形成を図るものである。

平成２０年度には，大型移転補償物件の移転契約を締結するとともに，その他の地権者についても積極的に協議を進めている。

今後も引き続き，事業の早期完了に向けて更なる事業進ちょくを図る。

(8) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は，京都国際文化観光都市建設計画の一環として，
・ ・ ４６（外環状線）などの都市計画道路や公園などの公共施設の整備と宅地の利用増進を行い，健全な市街地の形成を図るものである。

事業計画の見直しに向け，地権者や地域住民とともに検討を重ねてきた結果，平成２０年度に変更計画の素案を作成した。

今後は事業計画を変更するとともに，事業の早期完了に向けて更なる事業進ちょくを図る。

(9) 廃棄物処理施設整備事業 焼却灰溶融施設整備事業

本事業は、「京都市循環型社会推進基本計画」に基づき、将来の最終処分量削減及び再生利用率の向上を図るため、焼却灰を減容、安定化するとともに、生成される溶融スラグ等の有効利用を図ることにより、環境の保全を目指すものである。

今後も引き続き、残事業の完成に向けて更なる事業進ちょくを図る。

(10) 廃棄物処理施設整備事業 南部クリーンセンター第二工場
建て替え整備事業

本事業は、「京都市循環型社会推進基本計画」に基づき、将来に発生するごみ量に対し、その処理能力を確保するため、平成 18 年度に休止した南部クリーンセンター第二工場を建て替えるものである。

今後も引き続き廃棄物処理施設の整備を進め、事業の進ちょくを図る。

(11) 下水道事業 鳥羽処理区下水高度処理施設整備事業

(12) 下水道事業 吉祥院処理区下水高度処理施設整備事業

(13) 下水道事業 伏見処理区下水高度処理施設整備事業

(14) 下水道事業 山科処理区下水高度処理施設整備事業

これらの 4 事業は、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に基づき、閉鎖性水域である大阪湾における富栄養化による水質悪化の改善を図るため、従来までに整備された二次処理施設の改築・更新時期に併せて計画的に高度処理化を推進するものである。

今後も引き続き更なる事業進ちょくを図り、事業効果の確実な発現に向けて取り組んでいく。

(15) 下水道事業 新川排水区浸水対策事業

(16) 下水道事業 西羽束師川第2排水区浸水対策事業

これら2事業の区域は、市街化の進行に伴う雨水浸透面積の減少により、雨水流出量が増加しているにもかかわらず、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として排水路の改修や雨水幹線の新設、雨水調整池を整備するものである。

今後も引き続き、関連事業と連携をとりながら更なる事業進ちょくを図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

(17) 下水道事業 東山地域合流式下水道改善対策事業

(18) 下水道事業 伏見大手筋地域合流式下水道改善対策事業

これら2事業の区域は、汚水と雨水を同一の管きょで処理する合流式の下水道が整備された地域であるが、管きょ能力の不足による浸水の発生や、降雨時に未処理下水が公共用水域に流出することが問題になっていることから、管きょの能力を向上させるとともに、降雨初期の汚濁下水を貯留し、河川に流出する汚濁負荷を軽減させるため、増補幹線等を整備するものである。

今後も引き続き、関連事業と連携をとりながら更なる事業進ちょくを図り、事業効果の確実な発現に取り組んでいく。

(19) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

(20) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

これらの2事業は、住環境の改善を図るため、住宅地区改良法に基づき、不良住宅の除却、道路や公園などの土地の整備、改良住宅の建設等を行う事業である。

これまで時間を要していた用地取得について，土地区画整理事業との合併施行の検討などを行い，早期の事業完了を目指す。

また，地区の活性化を図るために，崇仁北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンや新たな土地の利活用について検討を行い，柔軟な取組を積極的に推進していく。

平成 20 年度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
街路事業	1	補	竹田街道	延長 L=220m 幅員 W=36.0 ~ 45.0m	H11		10	「事業継続」
	2	単	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11		10	「事業継続」
	3	補	深草大津線	延長 L=270m 幅員 W=12m	S62		22	「事業休止」
河川事業	4	補	白川	延長 L=4,920m	S61		23	「事業継続」
	5	補	西羽束師川支川改修工事	延長 L=2,000m	S61		23	「事業継続」
土地区画整理事業	6	単	二条駅地区	面積 A=13.2ha	S63		21	「事業継続」
	7	補	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59		25	「事業継続」
	8	補	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62		22	「事業継続」
廃棄物処理施設整備事業	9	補	焼却灰溶融施設整備事業	施設規模 330t/日 溶融形式 ロ-リキル溶融式	H16		5	「事業継続」
	10	補	南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業	焼却施設 500t/日 選別資源化施設 180t/日 バイオガス化施設 60t/日	H16		5	「事業継続」

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

種 別	番 号	補 単 *	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	対応方針
下水道事業	11	補	鳥羽処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=8,200ha 処理能力 975,000m3/日	H2		19	「事業継続」
	12	補	吉祥院処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=590ha 処理能力 114,000m3/日	H5		16	「事業継続」
	13	補	伏見処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=1,920ha 処理能力 155,000m3/日	H7		14	「事業継続」
	14	補	山科処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=2,040ha 処理能力 133,000m3/日	H12		9	「事業継続」
	15	補	新川排水区 浸水対策事業	面積 A=143ha	S61		23	「事業継続」
	16	補	西羽束師川第2排水区 浸水対策事業	面積 A=97ha	H8		13	「事業継続」
	17	補	東山地域合流式 下水道改善対策事業	面積 A=1,255ha	S61		23	「事業継続」
	18	補	伏見大手筋地域合流式 下水道改善対策事業	面積 A=272ha	H7		14	「事業継続」
住宅地区 改良事業	19	補	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58		26	「事業継続」
	20	補	崇仁北部第四地区	面積 A=7.06ha	S60		24	「事業継続」

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路，河川，公園，土地区画整理，住宅，上下水道，鉄道，環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。
- (9) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間(環境衛生施設整備事業については、5年間)を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間(下水道事業については、10年間)を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
 - (2) 市長その他の本市の行政機関が必要があると判断した事業
- （事後評価の実施時期）

第 12 条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する事業にあっては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第 2 号に該当する事業にあっては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

（事後評価の方法）

第 13 条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等

（事後評価の対応方針の決定）

第 14 条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第 4 章 その他

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

（関係規定の廃止）

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成 10 年 12 月 15 日）」は廃止する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において，都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し，精算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路，街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点